

香川県条例第14号

香川県農業試験場条例の一部を改正する条例

香川県農業試験場条例（平成12年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 農業に関する試験研究並びに植物の検疫及び防除に関する事務を行うため、香川県農業試験場（以下「試験場」という。）を<u>綾歌郡綾川町</u>に設置する。</p> <p>(病虫害防除所)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">香川県農業試験場病虫害防除所</td> <td style="text-align: center;"><u>綾歌郡綾川町</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	名 称	位 置	管 轄 区 域	香川県農業試験場病虫害防除所	<u>綾歌郡綾川町</u>	略	<p>(設置)</p> <p>第1条 農業に関する試験研究並びに植物の検疫及び防除に関する事務を行うため、香川県農業試験場（以下「試験場」という。）を<u>高松市</u>に設置する。</p> <p>(病虫害防除所)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 病虫害防除所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">香川県農業試験場病虫害防除所</td> <td style="text-align: center;">高松市</td> <td style="text-align: center;">県の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	名 称	位 置	管 轄 区 域	香川県農業試験場病虫害防除所	高松市	県の区域
名 称	位 置	管 轄 区 域											
香川県農業試験場病虫害防除所	<u>綾歌郡綾川町</u>	略											
名 称	位 置	管 轄 区 域											
香川県農業試験場病虫害防除所	高松市	県の区域											

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。